

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

江島 潔氏（自民）

問1 今回の法改正に当たり、司法制度改革審議会を踏まえた法科大学院を中核とする法曹養成制度について、成果と課題をどう捉えているのか。

（答）

1. 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成16年度、質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹の養成を目指して導入され、その後15年が経過した今、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加するなど、一定の成果を上げてきたところです。
2. しかし、制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が（7～8割どころか2～3割と）全体として低迷する事態となっています。
また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになっていきます。
3. こうした状況の下、法曹志望者の大幅な減少を招く状況となっていることから、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定に基づき、平成30年度までを集中改革期間として、法科大学院教育の向上等に取り組んできたところです。

次頁あり

4. 率直に申し上げて、法科大学院を中核とする法曹養成制度は、当初の見込みとは異なる状況を生み出したことは認めざるを得ません。こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるとの認識のもと、法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいります。

(参考) 平成 31 年 4 月 24 日 (水) 衆・文部科学委員会 議事速報 (未定稿・抜粋)

○中野委員 (略) 法科大学院制度導入の総括また評価についてどう考えられているのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○柴山大臣 今御紹介をいただいたとおり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成十六年度に、質、量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹の養成を目指して導入をされ、その後十五年が経過した今、プラスの側面としては、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加するなど一定の成果を上げてきたという部分がございます。

しかし、今御指摘になられたとおり、制度発足時に法科大学院の参入をすごく広く認めたことから、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中で、結局、法科大学院修了者の合格率が、七、八割どころか二、三割と、全体として低迷する事態となってしまいました。

また、法曹を目指す多くの学生が、時間的、経済的負担が大きいと感じるようになってしまいました。

こういった中で、大幅な志望者減を招く状況となったことから、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議の決定において、法科大学院教育の向上等について、平成三十年度までを集中改革期間として定めて、文部科学省として取り組んできたところであります。

率直に、当初の見込みとは、この法科大学院制度、異なる状況を生み出したということは認めざるを得ません。こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるという認識に立ちつつ、その改善、充実に取り組んでいきたいと考えております。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

江島 潔氏（自民）

問2 今回の法改正はなぜ必要なのか、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案は、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持しつつ、その教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹人材の確保を推進する必要があることから、
 - ① 法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することに加え、
 - ② 学部の早期卒業を念頭においた法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を制度化するとともに、在学中受験資格による司法試験受験を可能とし、
 - ③ 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定を新設し、法科大学院の定員管理の仕組みを設けることとしています。
2. これにより、
 - ① 法科大学院教育の充実が図られるとともに、
 - ② 3プラス2のプロセスを標準的な運用と在学中受験により、従来より2年程度短縮して学部入学から最短6年間で法曹資格を取得することが可能となり、時間的・経済的負担が軽減され、
 - ③ 法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現することが可能となります。

3. さらに、

- ① 法科大学院教育の充実により、国際的に通用する実践的で戦略的な思考能力を養う涉外法務に係る科目など、より実務に即した分野を学ぶ機会を充実することで、多様な法曹人材の養成が可能となることや、
- ② 3 プラス 2 の制度化により、法科大学院を設置していない地方大学の法学部であっても、法科大学院との連携が可能となり、地方の法曹人材の確保に資することなどの効果を想定しているところです。

4. これらにより、法科大学院への信頼が回復し、一人でも多くの有為な若者が司法制度を支える法曹を目指すことにつながるものと考えています。

(参考) 平成 31 年 4 月 24 日 (水) 衆・文部科学委員会 議事速報 (未定稿・抜粋)

○村上委員 (略)まず、この法案の改正の目的がどのように達成をされていくのか、また法科大学院がどう変わっていくのか、そしてそれが司法制度改革にどのような影響を与えていくのか、その辺の見解を伺いたいと思います。

○柴山大臣 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念は堅持しつつ、今回の改正案においては、まず、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定するということに加えて、先ほど来議論になっているように、法学部三年と法科大学院二年のルート、3 + 2 を制度化するとともに、在学中の受験資格による司法試験受験を可能とすること、そして法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定も新設をいたしまして、法科大学院の定員管理の仕組みも設けることとしております。

これによって法科大学院教育の充実も図られますし、3 + 2 のプロセスが標準的に運用されることによって、在学中受験を行って、時間的、経済的負担も軽減をされ、そして合格に向けての予測可能性の高い法曹養成制度が実現するということになるかというように思います。

これらによって一人でも多くの有為な若者が司法制度を支える法曹を目指すということにつながっていければというふうに思います。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

江島 潔氏（自民）

問3 法科大学院は、崇高な理想の一方で、合格率が目標に到達していない現実がある。教育を充実して、司法試験にしっかりと受かるようにすべきではないか。

（答）

1. 法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その課程の修了者等に司法試験の受験資格が与えられるという特別な役割を有しています。

このような位置付けを踏まえれば、司法試験で問われる学識等を身に付けさせることは、法科大学院の本来的な役割です。

2. そのような役割をしっかりと果たすよう、今回、連携法第4条を改正し、司法試験で問われる学識等を含め、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することとしております。

3. さらに、改正案が認められれば、中央教育審議会において、連携法の規定を踏まえた法科大学院の教育の在り方を検討することとしております。

たとえば、専門職大学院設置基準を改正し

- ・ 論述能力を涵養するための指導の実施
- ・ 成績評価や修了認定の厳格化の徹底

について規定することを検討する予定であり、法曹を志望する者が、法科大学院を經由して司法試験にしっかりと合格することができるよう、法科大学院における教育の充実に努めてまいります。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

江島 潔氏（自民）

問4 司法試験に受かるよう教育を充実すべきではあるが、一方で、法科大学院では、実務家として必要な能力など、司法試験後を見据えた教育もしっかりと行われることが必要である。衆議院での審議では、在学中受験の導入により、こうした教育がおろそかになり、法科大学院の存在意義が失われるとの指摘があったが、そのような懸念はないか。

（答）

1. 在学中受験資格の導入後も、法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核として、将来の法曹として必要な理論と実務能力を培う場としての役割を担うものであります。
2. また、法科大学院在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、これに合格した者については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件とすることとしているため、法科大学院を修了するまでの3年間又は2年間の学修プロセスは確保されており、プロセスとしての法曹養成制度の理念は引き続き堅持されることとなっております。
3. さらに、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、国際的に通用する実践的で戦略的な思考能力を養う涉外法務に係る科目など、より実務に即した分野を学ぶ機会を充実することで、多様な法曹人材の養成が可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実にも資する仕組みであると認識しております。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

江島 潔氏（自民）

問5 課題として上げていた、時間的・経済的負担の軽減を図るための「法曹コース」「法曹養成連携協定」について、その趣旨と内容如何。

（答）

1. 従来、法科大学院と法学部との連携・接続については、制度的に規定されておりました。
2. 今回の改正案における法学部の連携法曹基礎課程（法曹コース）の制度化は、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、学部の早期卒業を前提に、法科大学院と一貫した教育を受けることができることとするものです。
3. 法曹養成連携協定は、連携法曹基礎課程（法曹コース）を実施する法学部と法科大学院との間で締結され、当該課程を実施するにあたり、早期卒業を前提として法科大学院と円滑に接続できる教育課程の編成や成績評価基準、入学者選抜方法等を規定するものであり、その内容については文部科学大臣が認定することとしています。
4. これらにより、法曹資格取得までの時間的・経済的負担を軽減し、学部在学中から法曹を目指す若者のニーズに幅広く応えることができると認識しており、この法曹コース3年と法科大学院2年（3プラス2）のルートを標準的な運用としていきたいと考えております。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

江島 潔氏（自民）

問6 現在法科大学院がない都道府県が30を超えていると聞く。「法曹コース」「法曹養成連携協定」を活用することで、法科大学院のない地方の大学の法学部と法科大学院が連携すれば、地方の法曹人材育成にも資することにもなると考えるが、文部科学省の見解如何。

（答）

1. 連携法曹基礎課程（法曹コース）は、必ずしも自大学だけではなく、他大学との連携も可能であり、特に、地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中、法科大学院が存在しない地域との大学との連携は、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から、必要性が高いと認識しています。
2. 現に今回の制度化を見据え、法科大学院を設置していない地方大学においても、法学部に法曹コースを設置する検討が進められており、文部科学省としては、法曹コースの設置における留意点などをまとめたガイドラインの策定等を通じて、各大学・大学院における法曹コースの設置を奨励してまいります。

（参考）「法曹コース」の制度化を見据えた大学間協定（法科大学院—他大学法学部）の例

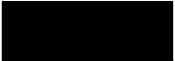
平成30年12月21日	東北大学法科大学院・新潟大学法学部
平成31年01月24日	中央大学法科大学院・信州大学経法学部
平成31年01月25日	神戸大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成31年01月25日	中央大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成31年01月28日	神戸大学法科大学院・新潟大学法学部
平成31年01月29日	中央大学法科大学院・新潟大学法学部
平成31年02月01日	神戸大学法科大学院・熊本大学法学部
平成31年02月01日	九州大学法科大学院・熊本大学法学部
平成31年02月01日	早稲田大学法科大学院・熊本大学法学部
平成31年02月01日	中央大学法科大学院・熊本大学法学部
平成31年02月04日	慶應義塾大学法科大学院・新潟大学法学部
平成31年02月06日	早稲田大学法科大学院・新潟大学法学部
平成31年02月28日	早稲田大学法科大学院・明治学院大学法学部
平成31年03月04日	早稲田大学法科大学院・信州大学経法学部
令和元年05月13日	中央大学法科大学院・西南学院大学法学部

計15

3. また、中央教育審議会における議論を踏まえ、法科大学院における入学者選抜について、地方大学から当該法科大学院を専願する者を対象とする選抜枠を設定することを認める方向で検討しているところです。

※ 法案が成立した後、ガイドライン等で規定することを検討。

4. 司法制度改革の理念に照らし、地方においても十分な司法サービスを担う法曹を確保することが重要であり、法曹コースがそれに資するものとなることを期待しております。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

江島 潔氏（自民）

問7 「法曹コース」を創設する一方で、法科大学院が、様々な分野で学んだ学生や社会人を受け入れて、多様な背景を持つ法曹を養成するという趣旨は、これからも重要だと考える。法曹コースは他学部出身者や社会人教育の軽視につながると懸念する声もあるが、他学部や社会人がより法曹を目指し、しっかりと司法試験に受かって法曹となるために、どんな方策をとっていくのか。

（答）

1. 3 プラス2を奨励しますが、決して、多様な人材を法曹として養成するという基本理念を変更するわけではありません。
2. 連携法曹基礎課程（法曹コース）から法科大学院への接続を確保するため、法曹コース以外の学生や未修者・社会人の枠も確保する必要があることから、法曹コース修了予定者を対象とする選抜枠は各法科大学院の入学定員の2分の1を上限とすることとしております。
 これにより、法学未修者や法曹コース以外出身の法学部生に対する法科大学院への進学機会をしっかりと確保することとしています。
3. また、今回の改正案においては、未修者や社会人に対する入学者選抜の配慮について規定しているほか、法改正と併せた改革として、未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分を継続することとしており、これらの取組を通じて法科大学院における多様性の確保をしっかりと推進してまいります。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

江島 潔氏（自民）

問8 衆議院での審議では、司法試験の在学中受験資格の導入について、意思決定プロセスに瑕疵があるのではないかと疑義が呈されたが、今回の法案提出に至るプロセスは適切だったのか。（同旨 法務省）

（答）

1. 在学中受験資格の導入については、司法試験法を所管する法務省において検討する事項であります。法務省では、司法試験制度の見直しに当たり、特定の審議会での議論を経ることは予定しておりません（注）。今回の見直しに当たっては、昨年7月以降、文部科学省による法科大学院改革の進捗を踏まえつつ、文部科学省や最高裁判所との協議のほか、法科大学院協会及び日本弁護士連合会との意見交換を行いながら、慎重に検討を進めたものであり、関係機関との意見交換・調整を十分に行ったという点において、これまでの取扱いと異なることのない適切な検討プロセスが取られたと承知しております。

（注）現行司法試験に関し、短答式試験科目及び受験回数制限の見直しを行った平成26年の司法試験法改正の際も、審議会の議論を経ていない。

2. 文部科学省としても、在学中受験資格の導入について、法務省からの協議を受けて検討を進め、法科大学院協会等とも直接意見交換を行ってきたところであり、その検討プロセスは適切なものと認識しております。

次頁あり

3. なお、今回の在学中受験資格の導入は、法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすものであり、カリキュラムの在り方については中央教育審議会でも専門的に議論する必要がありますが、司法試験法改正案の成立後に、国会での審議を踏まえて議論すべきものであることから、中央教育審議会でも事前に議題とすることは予定していませんでした。

4. 今回の連携法改正案においては、法科大学院における教育の充実のため、法曹となろうとしている者に共通して必要とされている学識及びその応用能力等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定しております。

連携法及び司法試験法の改正が実現すれば、これらの法改正を踏まえて、法務省が立ち上げる司法試験の在り方を検討するための会議体とも密接に連携しつつ、在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、中央教育審議会において、しっかりと検討してまいります。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

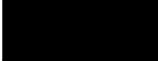
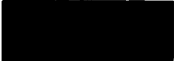
江島 潔氏（自民）

問9 法曹養成の在り方に関する議論は法科大学院のみに留まるものではなく、制度全体について議論していく必要がある。法科大学院改革の状況を踏まえつつ、予備試験や司法試験の在り方についても検討を進める必要があると考えるが、大臣の決意如何。
（同旨 法務省）

（答）

1. （御指摘のとおり、）法科大学院における教育の改革だけで、現在直面している法曹養成に関する全ての課題が解決できるとは考えておりません。
2. まず、予備試験については、今回の法科大学院改革の実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるべきものであると承知しておりますが、予備試験の本来の制度趣旨を踏まえて議論していただきたいと考えており、文部科学省としても必要な協力をしてまいりたいと思います。
3. また、制度改正後の司法試験の在り方についても、今後、法務省において、文部科学省のほか大学関係者や法曹実務家を構成員とする会議体を立ち上げ、必要な検討が行われるものと考えております。

文部科学省としては、今後、より密接に法務省をはじめ関係機関との連携を図り、必要な検討を進めてまいる決意であります。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

小川 敏夫氏（立憲）

問1 法科大学院制度創設時の法科大学院の設置数と募集定員の総数如何。

（答）

1. 法科大学院制度創設後1年目にあたる平成16年度の法科大学院設置数は68校、募集定員の総数は5,590人です。
2. なお、翌年の平成17年度には、新たに6校が新規設置され、設置数の総数が74校、募集定員の総数が5,825人となり、設置数、募集定員とも現在までで最も大きな規模となりました。

（参考）法科大学院設置数総数と募集定員総数の推移

平成16年度 : 設置数総数68校、募集定員総数5,590人

平成17年度～平成19年度 : 設置数総数74校、募集定員総数5,825人

平成31年度 : 設置数総数47校、募集定員総数2,253人

※設置数総数は、平成25年度以降減少

※募集定員総数は、平成20年度以降減少

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

小川 敏夫氏（立憲）

問2 司法制度改革審議会意見書では、司法試験合格者数3000人、法科大学院修了者の司法試験合格率約7～8割という目標が掲げられたが、これを踏まえば法科大学院の規模は明らかに過大である。法科大学院を作りすぎたことについて、率直に反省しているか。

（議員は、過去にも同旨の質問をしたが、文部科学省は正面から答弁していないとの認識。）

（答）

1. 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成16年度、質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹の養成を目指して導入され、その後15年が経過した今、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加するなど、一定の成果を上げてきたところです。
2. しかし、制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が（7～8割どころか2～3割と）全体として低迷する事態となっています。
また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになっていきます。

3. こうした状況の下、法曹志望者の大幅な減少を招く状況となっていることから、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定に基づき、平成30年度までを集中改革期間として、法科大学院教育の向上等に取り組んできたところです。

4. 率直に申し上げて、法科大学院を中核とする法曹養成制度は、当初の見込みとは異なる状況を生み出したことは認めざるを得ません。こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるとの認識のもと、法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいります。

(参考) 平成31年4月24日(水) 衆・文部科学委員会 議事速報(未定稿・抜粋)

○中野委員 (略) 法科大学院制度導入の総括また評価についてどう考えられているのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○柴山大臣 今御紹介をいただいたとおり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成十六年度に、質、量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹の養成を目指して導入をされ、その後十五年が経過した今、プラスの側面としては、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加するなど一定の成果を上げてきたという部分がございます。

しかし、今御指摘になられたとおり、制度発足時に法科大学院の参入をすごく広く認めたことから、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中で、結局、法科大学院修了者の合格率が、七、八割どころか二、三割と、全体として低迷する事態となってしまいました。

また、法曹を目指す多くの学生が、時間的、経済的負担が大きいと感じるようになってしまいました。

こういった中で、大幅な志望者減を招く状況となったことから、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議の決定において、法科大学院教育の向上等について、平成三十年までを集中改革期間として定めて、文部科学省として取り組んできたところであります。

率直に、当初の見込みとは、この法科大学院制度、異なる状況を生み出したということは認めざるを得ません。こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるという認識に立ちつつ、その改善、充実に取り組んでいきたいと考えております。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘(内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

小川 敏夫氏（立憲）

問3 司法制度改革審議会意見書では、法科大学院について全国的な適正配置に配慮することとされている。しかし、実際には都市部の有力校が大規模な定員を確保し、優秀な学生がそうした一部校に集中したことで、地方における法科大学院教育が衰退している。このような状況は、幅広い地域に法曹人材を輩出するという法科大学院制度創設の趣旨に矛盾すると考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. ご指摘の通り、司法制度改革審議会意見書において、「法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること」とされている中、最大74校であった設置数は、平成31年度に募集継続しているのは36校と激減しており、地域によっては、法科大学院がないような状況も生じております。

（参考1）四国地方は無し、日本海側は金沢大学のみ、

北海道地方は北海道大学のみ、東北地方は東北大学のみ など

2. 改正案において、法学部3年と法科大学院2年のコース（いわゆる「3プラス2」）の制度化により、法科大学院を設置していない地方大学の法学部であっても、法科大学院との連携が可能となり、地方の法曹人材の確保に資すると考えています。

次頁あり

3. また、金沢大学法科大学院が、千葉大学法科大学院とオンラインで結んでプログラムの強化を図るなど、合格率が低い地方の法科大学院が、他の法科大学院からの遠隔教育プログラムを充実することも、教育の改善・充実の工夫の一つであると考えます。

4. 今後とも、こうした教育の改善・充実を後押することにより、各法科大学院が魅力あるものとして評価され、幅広い地域で法曹人材が輩出されるよう、創意工夫ある取組を支援したいと考えており、法科大学院制度創設の趣旨を実現できるよう努めてまいります。

(参考2) 司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会) (抄)

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

2. 法科大学院

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

・法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること

(以下略)

(参考3) 法科大学院設置数の推移

制度創設当初：68校

最大設置数：74校

平成31年度：47校(募集継続校は36校)

(参考4) 平成28年1月19日 参・法務委員会

○小川敏夫君：(中略) ロースクールの定員を見直すということでありましたが、総定員を見直すということではなくて、そうした有力校に、あるいは一部の都会を中心とした地域に生徒が、学生が偏在することがないように、やはり幅広いロースクールに、そして地域にも偏在しない、まさに幅広い法曹を養成するためにふさわしいこのロースクール群を私はしっかりと構築しなければならない、そういうふうに思うわけですが、その私の考えについて副大臣のお考えを聞き、また、もしできましたら法務大臣の感想もいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○副大臣(義家弘介君)：各地域、各大学でも魅力ある大学院の構築のための取組を行っていて、本当に地域の法科大学院もしっかりと頑張ってくれているというふうに認識しております。

また、有名大学等々もこれまで計画的に定員の削減を行っております。例えば東京大学でありましたら、平成16年300名から27年は240名、そして28年は230名という形で、ほかの大学も、中央大学、300名から270名、そして240名、早稲田大学、300名が230名、そして今200名という形で定員の削減が行われていますが、これは削減が目的ではなくて、やっぱりしっかりと質を担保して、どのぐらいの人数であればどのような教育ができて、どのような体制があればより法曹としてふさわしい学生らが育成されていくのかということも両にらみで考えていかなければなりません。

その意味では、逆に地方で特性を生かして頑張っていく法科大学院の取組等も学びながら、今後トータルとして議論し、進めてまいりたいというふうに思っております。

(参考5) 平成31年4月24日 衆・文部科学委員会

○笠委員：(中略) そうすると、そういったところでどんどん退場をする可能性があるようなところに、そうさせない、そうしないようなための支援まで考えて現在の法科大学院を支援していくお気持ちというのが、あるいは、何か政策的にきちっとそうしたところをどうすればいいのかということを考えていくような、そういうような姿勢で臨んでいかれるのかをお伺いしたいと思います。

○柴山国務大臣：私が今の答弁で最後に申し上げたとおり、例えば金沢大学は、法科大学院で司法試験合格率が4%とかなり厳しい状況にありますけれども、千葉大学法

学院とまさにオンラインで結んでプログラムの強化というものを図っている取組が現になされているというように承知をしております。

このように、今、募集定員が特に地方の大学でたくさんふえているということをただ是とするのではなくて、そういうところがきちんと魅力のあるプログラム、それから、法科大学院の、もちろん司法試験の合格率もそうですけれども、例えば多様なリカレントとか実務教育に資するような、そういうプログラムをきちんと整備するという取組も後押しをしていきたいというふうに考えております。

（ 【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

（

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

小川 敏夫氏（立憲）

問4 法科大学院については抜本的な改革がなされることがなく現在に至った。今回の改革も生き残った法科大学院を延命させるための小手先のものであり、法科大学院制度創設の趣旨に則った教育の充実に資するものではないと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. そもそも誰のための法改正なのか、ということが極めて重要だと考えております。
2. 今回の改正案により、法曹を志望する学生が、より安心して法科大学院への進学を選択できることになることは事実だと思いますが、それは、決して、法科大学院の延命策であったり、法科大学院や文部科学省の既得権の維持のために行うものではありません。
3. 今回の改正案は、法曹を志望する学生が、受験技術偏重の教育や点による選抜ではなく、質の高い教育を、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成により受けていただくことが、学生本人ひいては我が国にとってプラスになるという考えのもと、実施するものです。

4. だからこそ、

① 法科大学院教育の充実

② 3 プラス 2 の制度化と在学中受験資格の導入による 時間的・経済的負担の軽減

と併せて、

③ 再び過大な定員規模とならないよう、法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現 を図ることとしております。

(参考) 平成 31 年 4 月 24 日 (水) 衆・文部科学委員会 議事速報 (未定稿・抜粋)

○城井委員 (略) 今回の政府案、先日の参考人質疑でも、それぞれの参考人から受け止めも伺いました。例えば、伊藤参考人からは、法科大学院の生き残りのため学生を取り戻そうとしている、まあ、あの方は塾の方なので、予備校関係者だとそうは言うかなというふうには思うところもありますけれども、学生を法科大学院に取り戻そうとしているというのが目的の本音ではないかという御指摘もありました。

(略) こうした本法案の狙いに対して厳しい声が立場が違うところからも上がっているというところを踏まえて、大臣の見解を聞かせていただきたいと思います。

○柴山大臣 法科大学院の生き残り策ではないかという御指摘に関しては、そもそも誰のための法改正なのかということが極めて重要だと思っております。

確かに、御指摘のとおり、今回の改革によって、法科大学院の学生がより安んじて法科大学院を選びやすくなるということは事実だと思えますけれども、それは何も法科大学院とか文部科学省の延命策や既得権の維持のためにやっているわけではなくて、それ
をすることによって、受験偏重と言われるような教育、それから点の教育じゃなくて、あるべきプロセス教育、しかも質の高いプロセス教育を法科大学院で受けていただく方が、学生ひいては我々日本にとってのプラスになるという目的で改革をしている
ことは、ぜひ御理解をいただきたいというように思います。

だからこそ、今回、時間的負担、経済的負担の軽減、それから、法科大学院教育そのものも、きちんとカリキュラムも含めて充実をさせていく。それから、やはり過去の読み違いを繰り返さないように、法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現ということも可能にさせていただいたということでございます。

令和元年 5 月 23 日（木）参・文教科学委員会

小川 敏夫氏（立憲）

問 5 学校教育法第 102 条第 2 項は、大学院の飛び入学について「大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得した」者などを対象としているが、大学院のない大学の学生は、この規定の適用を受けられるのか。

（答）

1. 現行の学校教育法第 102 条第 2 項における「大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得した」とは、飛び入学の可否を判断する側の大学院が定めた学部の段階の科目について、優秀な成績で単位を修得したと大学院側が認める場合において、飛び入学が認められるというものであります。

（参考）「大学院を置く」と規定しているのは、大学院は大学の一要素としての位置づけであるためであり、大学院を置く大学に在籍する学部生のみ飛び入学の対象となることを意味するものではない。

2. したがって、大学院のない大学の学部の学生であっても、大学院が認めれば、この規定の適用対象となります。

3. 今回の改正案においては、学部の成績に加えて、既修者認定試験の結果も飛び入学の判断に加えることを可能とし、例えば法曹養成基礎課程（法曹コース）を設置せず、法科大学院との連携がない地方の学部においても、本人が希望し法科大学院側が認めれば、学部の成績と既修者認定試験の結果を判断材料に、飛び入学が認められることになり、飛び入学の促進につながると考えています。

（参考１）早期卒業と飛び入学の違い、法曹コースとの関係

	早期卒業	飛び入学
判断権者	学部	大学院
判断材料	学部の成績が優秀	学部の成績が優秀 ＋既修者認定試験（※改正後）
学部卒業の可否	卒業	未卒業（中退）
法曹コース	法曹コース在籍者は、早期卒業を前提	法曹コース外の学生が、飛び入学を希望する際に、既修者認定試験も考慮材料に入れてもらうことが可能

(参考2) 学校教育法 (抄)

第89条 (早期卒業)

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生(第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。)で当該大学に三年(同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間)以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第102条 (飛び入学) ※下線が改正部分

1 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの(当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。)を、当該大学院に入学させることができる。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

大島 九州男氏（民主）

問想定1 法科大学院制度創設の目的及び制度を導入したことへの評価如何。

（答）

1. 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成16年度、質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹の養成を目的として導入され、その後15年が経過した今、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加するなど、一定の成果を上げてきたところです。
2. しかし、制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が（7～8割どころか2～3割と）全体として低迷する事態となっています。
また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになっていきます。
さらに、法曹の将来にわたる需要についても、当初の見込みとは異なってしまいました。
3. こうした状況の下、法曹志望者の大幅な減少を招く状況となっていることから、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定に基づき、平成30年度までを集中改革期間として、法科大学院教育の向上等に取り組んできたところです。

4. 率直に申し上げて、法科大学院を中核とする法曹養成制度は、当初の見込みとは異なる状況を生み出したことは認めざるを得ません。こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるとの認識のもと、法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいります。

(参考) 平成 31 年 4 月 24 日 (水) 衆・文部科学委員会 議事速報 (未定稿・抜粋)

○中野委員 (略) 法科大学院制度導入の総括また評価についてどう考えられているのかということを大臣の方にお伺いをしたいというふうに思います。

○柴山大臣 今御紹介をいただいたとおり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成十六年度に、質、量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹の養成を目指して導入をされ、その後十五年が経過した今、プラスの側面としては、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加するなど一定の成果を上げてきたという部分がございます。

しかし、今御指摘になられたとおり、制度発足時に法科大学院の参入をすごく広く認めたことから、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中で、結局、法科大学院修了者の合格率が、七、八割どころか二、三割と、全体として低迷する事態となってしまいました。

また、法曹を目指す多くの学生が、時間的、経済的負担が大きいと感じるようになってしまいました。

こういった中で、大幅な志望者減を招く状況となったことから、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議の決定において、法科大学院教育の向上等について、平成三十年までを集中改革期間として定めて、文部科学省として取り組んできたところであります。

率直に、当初の見込みとは、この法科大学院制度、異なる状況を生み出したということは認めざるを得ません。こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるという認識に立ちつつ、その改善、充実に取り組んでいきたいと考えております。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年 5 月 23 日（木）参・文教科学委員会

大島 九州男氏（民主）

問想定 2 今回の改正案の目的如何。

（答）

1. 今回の改正案は、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持しつつ、その教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹人材を確保することを目的としています。
2. このため、改正案では、
 - ① 法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することに加え、
 - ② 学部の早期卒業を念頭においた法学部 3 年と法科大学院 2 年のルート（3 プラス 2）を制度化するとともに、在学中受験資格による司法試験受験を可能とし、
 - ③ 法務大臣と文部学大臣の相互協議の規定を新設し、法科大学院の定員管理の仕組みを設けることとしています。
3. これにより、
 - ① 法科大学院教育の充実が図られるとともに、
 - ② 3 プラス 2 のプロセスの標準的な運用と在学中受験により、従来より 2 年程度短縮して学部入学から最短 6 年間で法曹資格を取得することが可能となり、時間的・経済的負担が軽減され、
 - ③ 法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現することが可能となります。

4. さらに、

- ① 法科大学院教育の充実により、国際的に通用する実践的で戦略的な思考能力を養う涉外法務に係る科目など、より実務に即した分野を学ぶ機会を充実することで、多様な法曹人材の養成が可能となることや、
- ② 3 プラス 2 の制度化により、法科大学院を設置していない地方大学の法学部であっても、法科大学院との連携が可能となり、地方の法曹人材の確保に資することなどの効果を想定しているところです。

(参考) 平成 31 年 4 月 24 日 (水) 衆・文部科学委員会 議事速報 (未定稿・抜粋)

○村上委員 (略)まず、この法案の改正の目的がどのように達成をされていくのか、また法科大学院がどう変わっていくのか、そしてそれが司法制度改革にどのような影響を与えていくのか、その辺の見解を伺いたと思います。

○柴山大臣 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念は堅持しつつ、今回の改正案においては、まず、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定するということに加えて、先ほど来議論になっているように、法学部三年と法科大学院二年のルート、3 + 2 を制度化するとともに、在学中の受験資格による司法試験受験を可能とすること、そして法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定も新設をいたしまして、法科大学院の定員管理の仕組みも設けることとしております。

これによって法科大学院教育の充実も図られますし、3 + 2 のプロセスが標準的に運用されることによって、在学中受験を行って、時間的、経済的負担も軽減をされ、そして合格に向けての予測可能性の高い法曹養成制度が実現するということになるかというように思います。

これらによって一人でも多くの有為な若者が司法制度を支える法曹を目指すということにつながっていければというふうに思います。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

大島 九州男氏（民主）

問想定3 今回の改正案は、法科大学院を予備校化するという事か。

（答）

1. 法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その課程の修了者等に司法試験の受験資格が与えられるという特別な役割を有しています。

このような位置付けを踏まえれば、司法試験で問われる学識等を身に付けさせることは、法科大学院の本来的な役割であり、予備校化を意味するものではありません。

2. 今回の改正案においては、司法試験を念頭に置いた法科大学院教育の充実だけでなく、司法試験合格後も見通した教育の充実も規定しており、具体的には、「専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養」を教育すべきこととしています。

3. 加えて、法科大学院の在学中受験資格により司法試験を受験し合格した学生については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としております。

4. 文部科学省としては、法科大学院において、各学生が、
- ・ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力や、
 - ・ 法律に関する実務の基礎的素養、
 - ・ 国際的な分野など展開・先端的な多様な分野の学識
- など、それぞれのニーズに応じて幅広い分野を学修する充実した機会が得られるよう、各法科大学院を支援してまいります。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

大島 九州男氏（民主）

問想定4 今回の改正案は、予備試験に対抗するための大学の延命策ではないか。

（答）

1. そもそも誰のための法改正なのか、ということが極めて重要だと考えております。
2. 今回の改正案により、法曹を志望する学生が、より安心して法科大学院への進学を選択できることになることは事実だと思いますが、それは、決して、法科大学院の延命策であつたり、法科大学院や文部科学省の既得権の維持のために行うものではありません。
3. 今回の改正案は、法曹を志望する学生が、受験技術偏重の教育や点による選抜ではなく、質の高い教育を、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成により受けていただくことが、学生本人ひいては我が国にとってプラスになるという考えのもと、実施するものです。
4. だからこそ、
 - ① 法科大学院教育の充実
 - ② 3プラス2の制度化と在学中受験資格の導入による時間的・経済的負担の軽減と併せて、
 - ③ 再び過大な定員規模とならないよう、法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現を図ることとしております。

(参考) 平成 31 年 4 月 24 日 (水) 衆・文部科学委員会 議事速報 (未定稿・抜粋)

○城井委員 (略) 今回の政府案、先日の参考人質疑でも、それぞれの参考人から受け止めも伺いました。例えば、伊藤参考人からは、法科大学院の生き残りのため学生を取り戻そうとしている、まあ、あの方は塾の方なので、予備校関係者だとそうは言うかなというふうには思うところもありますけれども、学生を法科大学院に取り戻そうとしているというのが目的の本音ではないかという御指摘もありました。

(略) こうした本法案の狙いに対して厳しい声が立場が違うところからも上がっているというところを踏まえて、大臣の見解を聞かせていただきたいと思います。

○柴山大臣 法科大学院の生き残り策ではないかという御指摘に関しては、そもそも誰のための法改正なのかということが極めて重要だと思っております。

確かに、御指摘のとおり、今回の改革によって、法科大学院の学生がより安んじて法科大学院を選びやすくなるということは事実だと思いますけれども、それは何も法科大学院とか文部科学省の延命策や既得権の維持のためにやっているわけではなくて、それ
をすることによって、受験偏重と言われるような教育、それから点の教育じゃなくて、あるべきプロセス教育、しかも質の高いプロセス教育を法科大学院で受けていただく方が、学生ひいては我々日本にとってのプラスになるという目的で改革をしているということ、ぜひ御理解をいただきたいというように思います。

だからこそ、今回、時間的負担、経済的負担の軽減、それから、法科大学院教育そのものも、きちんとカリキュラムも含めて充実をさせていく。それから、やはり過去の読み違いを繰り返さないように、法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現ということも可能にさせていただいたということでございます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

大島 九州男氏（民主）

問想定5 法科大学院は、企業の高いニーズを踏まえて、企業の海外展開に資する事例や方策を集中的に教育研究する機関にするべきと考えるが、大臣の見解如何。（議員は、併せて、司法試験も法科大学院のカリキュラムを踏まえて、改革するべきとの認識。）

（答）

1. 法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関であり、学生の興味関心に応じて多様な法領域に関する分野を学ぶことができる科目（展開・先端科目）も開設し、学生に、将来の実務に必要な学識・能力・素養を涵養することが求められております。
2. 今回の改正案により在学中受験資格が導入された場合には、受験後に、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となり、国際ビジネス法務に係る科目等の開設、受講も増えると考えております。
3. 現に、一部の法科大学院においては、最先端の国際ビジネス法務を学べる科目も開講されております。

次項あり

例えば、

・慶應大学では、

①豊富な国際法務経験を持つ実務家との議論により、国際的に通用する実践的で戦略的な思考能力を養う渉外法務に係る科目等を開講するとともに、

②法科大学院に併設して、グローバルに活躍できる人材を養成するため、すべての科目を英語で1年間学ぶことができるコースを2017年から開講しています。

・東京大学では、

①第一線の実務者による東アジアのビジネスと企業法務に関する科目や、

②弁護士と外国人弁護士による国際的問題を英語で学ぶ科目（英語で学ぶ法と実務）等を開講しております。

4. 文部科学省としては、各法科大学院の特色に応じて、国際的な法律問題、企業法務、知的財産といった最先端の法律実務を学ぶことができる科目が充実して、多くの学生が学ぶことができるよう、メリハリある予算配分等を通じてこうした取組を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

更問あり

更問 司法試験についても、最先端の国際企業法務を問うように変えるべきと考えるが、見解如何。

(答)

1. 司法試験については法務省が所管しております。
2. 法改正が実現すれば、法務省において、司法試験の在り方について、文部科学省のほか大学関係者や法曹実務家等を構成員とする会議体を立ち上げて、必要な検討が行われるものと考えております。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

更問 企業の海外展開に資する事例や方策について、法科大学院でリカレント教育を積極的に行うべきではないか。

(答)

1. 各法科大学院が、それぞれの特色を活かして、リカレント教育を含む多様な教育を行い、有為な人材を育成・輩出することは重要であり、最先端の国際企業法務の科目については、リカレント教育としてのニーズもあると認識しております。
2. 法科大学院に対するメリハリある予算配分などを通じて、こうした取組を支援してまいります。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

大島 九州男氏（民主）

問想定6 法科大学院を法曹養成制度の中核機関とするなら、社会のニーズを踏まえて、法科大学院を始め法曹養成制度を抜本的改革すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案においては、学生のニーズを踏まえ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院を魅力あるものとするため、法科大学院教育の充実と、時間的・経済的負担の軽減を図り、予測可能性の高い法曹養成制度を確立することを目指します。
2. これを実効性のあるものとするために、すみやかに、法曹関係者だけでなく、企業やメディアなどの有識者も構成員になっている中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、法科大学院のカリキュラム見直しなどについて具体の検討を進めるとともに、その後も、社会の法曹に対するニーズを踏まえながら、引き続き、法科大学院教育の更なる改善・充実に向けた検討をしっかりと進めてまいります。
3. また、法案成立後に法務省が設置する予定の大学関係者や法曹実務家等を構成員とする会議体に文部科学省も積極的に参画し、司法試験の在り方も含め検討を行うことにより、今回の制度改革の実現に万全を期したいと考えております。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問1 在学中受験資格の導入後も、司法試験後から卒業までの期間の学びを「消化試合」のようにしてはならないと考えるが、どのような工夫が考えられるか。

（答）

1. 司法試験の在学中受験資格の導入後においても、法科大学院がプロセスとしての法曹養成制度の中核であることに変更はありません。

したがって、法科大学院においては、司法試験の受験後を含め、在学期間である3年間又は2年間を通して、司法試験で問われる学識・能力のみならず、実務の基礎的素養や弁論能力等もしっかりと涵養することが重要であると認識しています。

2. 在学中受験資格の導入後の法科大学院におけるカリキュラムの在り方については、法案が成立した後、中央教育審議会において具体の検討を進めていくこととしています。

各法科大学院においては、司法試験の後に、法律事務所におけるエクスターンシップや特に先端的な法領域に関する科目（※）など、より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目を充実させるような工夫が行われるものと考えています。

※ 例えば、慶應義塾大学法科大学院においては、

- ・スポーツ団体のガバナンス確保やドーピング違反を巡る紛争解決方法、スポーツ事故対応など、スポーツを巡る法制度や法的問題の解決方法を学修する「スポーツ法」
- ・美術品の売買や輸出入、取り戻しに関する法制度や紛争解決方法について、国際私法や諸外国の判例研究を通じて学修する「アートと法」

といった特色ある科目を開設。

3. 文部科学省としては、中央教育審議会におけるカリキュラムの検討に当たり、司法試験の後の教育内容を魅力あるものにする観点からも御議論いただくとともに、メリハリある予算配分を通じて各法科大学院における創意工夫を支援することにより、司法試験の後の期間を、「消化試合」ではなく、将来を見据えた学修に打ち込む充実した期間としてまいりたいと考えております。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■■■、（直通）■■■■■■■■■■、（携帯）■■■■■■■■■■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問2 今後、今回の改革案の成果について、どのように
検証していくのか。

（答）

1. 今回の改正案の成果として、

・各法科大学院における教育の充実等を通じて法曹志望者
が増加するとともに

・法科大学院修了者の司法試験合格率が向上し、

もって、一人でも多くの有為な人材が法曹を目指し、プロ
セスとしての法曹養成を経て法曹となる状況を実現する
必要があると認識しております。

2. 改革の進捗状況については不断の検証が必要であると考え
ており、文部科学省においては、法科大学院教育の一層
の充実を図る観点から、法科大学院への入学者数や司法試
験合格率といった数値目標を設定して、継続的に把握・検
証を行い、法改正の趣旨が実現されるようしっかりと取り
組んでまいります。

(参考) 令和元年5月8日(水) 衆・文部科学委員会 議事速報(未定稿・抜粋)

○串田委員 (略) どういう形になったら今回の改正は成功したというふうに大臣としてはお考えになっていらっしゃるのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○柴山大臣 本改正案によって、冒頭委員から御指摘があったような、各法科大学院における教育が充実することなどによって、法曹志願者が増加するとともに、法科大学院修了者の司法試験合格率も増加するということが実現をして、一人でも有為な人材が法曹を目指し、プロセスとしての法曹養成を経て法曹となることが成功であるということになるかと思うんですけれども、そのための期間と言うことは、やはり不断の検証というものが必要になるかなというように思っておりまして、特段、今の時点において、これだけの期間、期間を設定するということは考えておりませんが、法科大学院への入学者数や司法試験合格率といった数値目標はしっかりと設定をして、継続的に把握、検証を行って、そういった法改正の趣旨が実現されるようしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問3 法曹養成連携協定の締結や連携法曹基礎課程の設置について、具体的にどのように奨励していくのか。「法科大学院 公的支援見直し強化・加算プログラム」の加算率の引き上げなど財政面における支援も考えられるのか。

（答）

1. 今回の改正案における連携法曹基礎課程（法曹コース）の制度化は、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、幅広い学修を行いつつ、法科大学院と一貫した教育を受けることができることとするものです。
2. 法曹コースの開設を検討する大学が、制度改革の趣旨を十分に理解し、大学間協議を進めていくことは非常に重要であり、文部科学省においては、
 - ・ 中央教育審議会における法曹コースの在り方に関する検討資料を、随時、大学に提供するとともに、
 - ・ 大学から寄せられる質問を質疑応答集として整理して全大学に共有し、
 - ・ 今回の法案提出後に大学向けの説明会を開催するなど、丁寧な情報提供に努めているところです。
3. 各大学においては、法案をお認めいただいた後に速やかに対応できるよう、しっかりと準備を進めていただく必要があり、文部科学省としては、法曹コースの開設のためのガイドラインの策定等を通じて、各大学・大学院における法曹コースの設置を奨励してまいります。

4. また、文部科学省では、平成27年度予算から「公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施し、法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金や私学助成のメリハリある予算配分を通じて、法学部との連携も含め各法科大学院における教育の質の向上のための取組を促進しております。
5. 本プログラムについては、本法案の御審議等も踏まえ必要な見直しを行いつつ、法学部との連携をも含め法科大学院教育の更なる充実、改善を促すため、継続して実施してまいりたいと考えております。

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問4 法曹コースに在籍して早期卒業を活用する学生が、結果として法科大学院への進学を希望しない場合、進学しないことを理由に早期卒業を取り消すことは適当ではないと考えるが、文部科学省の見解如何。

（答）

- （ 1. 一般的に、早期卒業制度は、3年等で卒業に必要な単位を各大学が定める優秀な成績で修めることができ、かつ、本人が希望する場合に大学の判断で適用されるものであることから、卒業後の進路は早期卒業の条件とはならないものと考えております。
2. 今回の改正案による連携法曹基礎課程（法曹コース）から連携先の法科大学院への進学、すなわち3プラス2の場合、早期卒業の活用を前提としており、法学部と法科大学院との連携協定の認定基準の中でも、文部科学省令において、早期卒業に関する規定を設けることを予定していますが、法曹コースを早期卒業する学生が必ず法科大学院へ進学しなければならないという制度設計にはなっておりません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問5 法曹界以外でも、リーガルマインドを有する人材は重要な貢献をしていると考えるが、今回の法改正後において、法曹コース以外の法学部はどのような役割を担うことになるのか。また、法学部内には、法曹コース以外のコースも設けられると考えるが、コース変更は可能なのか。

（答）

1. 法学部は、法的思考や政治学的識見の基礎を身に付けた人材の養成など幅広い目的を有するものであり、法曹だけでなく、幅広い業種の民間企業や公務員など、多様な進路に人材を輩出するという役割は、今後も変わるものではありません。
2. コース変更については、各大学が法学部内で開設する複数のコースでは、それぞれのコースの目的に応じてカリキュラムが編成されているため、受け入れ可能な人数や各コースの必修科目の配当時期などの様々な事情を考慮して、各大学において判断されるものと考えております。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問6 法曹コースでは、早期卒業を前提としたカリキュラムが編成されると考えるが、学部のカリキュラムへの影響はないのか。特に、教養科目が削られるなど、教養教育を重視する大学の方針に影響を与えることはないのか。また、早期卒業の場合でも、通常の卒業の場合と同じ単位数の修得が求められることになるのか。

（答）

1. 今回の改正案に規定する法学部の連携法曹基礎課程（法曹コース）においては、法科大学院の既修者コースへの接続を前提として、基本的な法律科目について、法科大学院の未修1年次の内容を修得できるカリキュラムを編成することが求められます。
2. 他方で、法曹コースの学生についても、他の学生と同様、外国語や社会科学・自然科学など法律科目以外の一般教養科目についても幅広く履修し、法科大学院に進学すべきであると考えており、中央教育審議会においても、そのような考えのもと、法曹コースの制度設計について提言されているところです。
3. また、法曹コースは早期卒業を前提とするものでありますが、早期卒業は、一般教養科目を含め、通常の卒業の場合と同じ単位数（124単位以上）を学士の学位を授与するに相応しい優秀な成績で修得した者に認められるものであり、求められる学修の質と量は、4年で卒業する者と変わるものではありません。
4. したがって、早期卒業を前提とする法曹コースにおいても、学部における多様な学修は可能であると認識しており、学修内容が過度に法律科目に偏ることがないよう、制度の設計・運用を行ってまいります。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問7 未修者コース出身者の司法試験累積合格率が、既修者コース出身者の7割に対して5割と低迷した理由をどのように考えているのか。また、今後、このような課題に対して、どのように取り組もうとしているのか。

（答）

1. 未修者コースには、法学部以外の学部出身者、法学部出身者、社会人経験者など、多様な者が含まれており、入学時点において法学に関する学識や専門的知識には差があります。
2. こうした多様な学生に対し、
- ・ 個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細やかな学修支援が十分ではなかったこと、
 - ・ 各大学の未修者教育の創意工夫の成果を共通的に把握する仕組みがなかったこと
- などが、法科大学院修了時点で法学の基礎的知識の修得や法的思考力の修得の定着度に関し、既修コースの学生に比べ十分ではなかったことが一つの要因として考えられます。
3. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようなチャンスを開くことは極めて重要であり、今回の法改正においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者に対する配慮義務を規定することとしています。

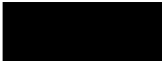
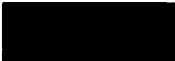
(参考) 考えられる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

4. さらに、法改正と併せた改革として、

- ・未修者教育の改善充実に取り組む大学への支援を含むメリハリある予算配分の継続
- ・各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する「共通到達度確認試験」の本年度からの本格実施

といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくとともに、未修者・社会人の入学者割合や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、未修者教育の改善・充実をしっかりと進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問8 社会人の法科大学院志願者が激減した理由をどのように考えているのか。また、今後、このような課題に対して、どのように取り組もうとしているのか。

（議員は、社会人教育の支援策としてICTの活用の事例に触れながら答弁してほしいとのこと。）

（答）

1. 法科大学院全体の入学者数が、最大となった平成18年度の5,784人から本年度には1,862人に減少（約7割減）する中、社会人入学者は、最大であった平成16年度の2,792人から本年度には446人に減少（約8割減）しており、減少割合が特に大きくなっております。
2. 法科大学院への社会人入学者が激減した理由は、法科大学院修了者全体の司法試験合格率が2～3割と低迷したことにより、有職者が退職してまで法曹を目指すことを敬遠したことや、働きながら夜間や土日に学べる環境が不十分なことが要因として考えられます。
3. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようなチャンスを開くことは極めて重要であり、今回の法改正においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、社会人に対する配慮義務を規定することとしています。

また、法科大学院教育の充実を図ることや定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現することで、法科大学院への信頼が回復し、法科大学院への入学を志願する社会人が増加することを期待しています。

次頁あり

(参考1) 考えられる社会人への配慮の例

- ・ 入学者選抜の複数回実施
- ・ 就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・ 遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skype による面接の実施等）
- ・ 各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

4. また、筑波大学や日本大学においては、タブレット等の機器を用いて、出張先からでも一定程度授業の受講を可能とすることや欠席時の授業を視聴できるように授業の録画配信など、社会人を対象に ICT を活用した教育を行っており、文部科学省においても法科大学院教育の質の保証と ICT を活用した教育の普及を目的に平成 29 年 2 月に、ICT の活用に関し、専門職大学院設置基準等との適合について解釈を明確化しています。

(参考2)

平成 31 年度に入学者を受け入れた法科大学院において夜間・土日のみで修了できる法科大学院は、4 大学（筑波、琉球、日大、甲南）

5. 文部科学省としては、法改正と併せた改革として、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等において、社会人・未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問9 連携法第13条の改正案において、法務大臣と文部科学大臣の相互協議に係る規定を新設する理由如何。また、同条において、「法曹の養成に関係する機関の意見を聴く」となるが、聴いた結果はどの程度の効力を持つのか。さらに、定員割れが生じている状況において、法科大学院の入学定員の総数について上限を設定する意義如何。

（答）

1. 今回の改正案により、法科大学院の定員を制度的に管理することに加えて、
 - ・ 司法試験で問われる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等に関する具体的な規定の整備
 - ・ 司法試験の在学中受験資格の導入
 などが行われることで、法科大学院における教育と司法試験が、より一体的・連続的なものとなり、法務大臣と文部科学大臣との一層緊密な協力を確保する必要があります。
2. そのため、改正案においては、従来、文部科学大臣から法務大臣に対して求めることができると規定されていた「法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため必要があると認めるとき」の協議について、両大臣が相互に協議を求めることができることとしております。
3. また、今回の制度改正の円滑な実施に万全を期し、更なる改善を図っていくためには、法曹養成に関係する機関との連携も不可欠であるため、改正案において、法務大臣及び文部科学大臣が、法曹の養成に関係する事項について関係機関の意見を聴くことができることとしております。意見聴取の結果については、（法的な拘束力はありませんが、）十分に尊重して対応すべきものであると認識しております。

4. 次に、法科大学院の定員管理の必要性ですが、

今回の改正案は、法科大学院教育を抜本的に改善・充実するとともに、併せて司法試験制度を改革し、もって法曹志望者を回復させることを目指しておりますが、こうした中、再び法科大学院全体の定員規模が過大となるような状況となれば、法曹養成制度の信頼は大きく損なわれることとなります。

5. したがって、（引き続き定員充足率を改善するための取組を進めつつ、）これまで届出事項として扱われていた法科大学院の定員について、今回の改正案により制度的に管理することとし、過去と同様の事態を繰り返すことを防ぎ、予測可能性の高い法曹養成制度の実現を図ることとしております。

（参考）連携法改正案（抄）

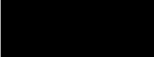
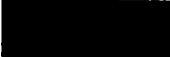
（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第十三条 （略）

2・3

4 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に係る機関の意見を聴くことができる。

5 （略）

【担当課長】 高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）、（直通）、（携帯）

更問あり

更問 定員の上限として想定している人数とその根拠如何。

1. 入学定員の上限として、現状の定員規模である 2,300 人程度を想定しています。

この人数は、法曹養成制度改革推進会議決定において、

- ・ 司法試験合格者数について、当面、1,500 人程度は輩出されるよう、必要な取組を進める
- ・ 法科大学院修了者のうち、累積合格率で概ね 7 割程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す
とされていることを踏まえ、これらの目標を達成するために必要な法科大学院の定員規模を逆算し、設定したものです。

2. この定員規模については、法曹需要や社会状況、求められる法曹の質といった観点から、適宜必要な見直しを行ってまいります。

(参考 1) 令和元年 5 月 8 日 (水) 衆・文部科学委員会 議事速報 (未定稿・抜粋)

○畑野委員 (略)連携法案第十三条第四項で、法科大学院の収容定員について、文科、法務両大臣が協議を求めることができる規定が盛り込まれています。その理由は何か、また、現在想定されている収容定員数とその根拠について伺います。

○柴山大臣 (略)また、次の収容定員の上限でありますけれども、現状の定員規模である二千三百人程度を想定しておりますが、この人数は、法曹養成制度改革推進会議の決定において、司法試験合格者数において当面千五百人程度は輩出されるよう必要な取組を進めること、また、法科大学院修了のうち、累積合格率でおおむね七割程度が司法試験に合格できるように充実した教育が行われることを目指すこととされていることを踏まえ、これらの目標を達成するために必要な法科大学院の定員規模を逆算というか試算をして設定したものであります。

ただ、この定員規模については、今後の法曹需要ですとか社会状況、求められる法曹の質といった諸点から適宜必要な見直しを行っていく必要があると考えております。

(参考 2) 定員規模の計算： $[1,500 \text{ 人} - (336 \text{ 人} - 190 \text{ 人})] \div 0.85 \div 0.95 \div 0.7 \approx 2,395 \text{ 人}$

※1 これまでの法科大学院の累積修了率は約 85%

※2 予備試験合格資格による司法試験合格者は、平成 30 年司法試験では 336 人

ただし、336 人中、司法試験の出願時点 (受験の前年) において大学 4 年生又は法科大学院生であった 190 人については、今回の改革案により、法科大学院ルートと比べて時間的負担が同等又はより長くなるため、法科大学院ルートを選択する可能性がある

※3 法科大学院を修了しても司法試験を受験しない者が、これまでの累積で約 5% 存在

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問 10 学校教育法第102条第2項の改正案に規定する「準ずるもの」とは具体的に何を指すのか。また、改正法の規定は法科大学院以外の大学院への飛び入学にも適用可能だが、他の大学院への飛び入学にも本規定を活用する予定はあるのか。

（答）

1. 改正案における「単位の修得の状況に準ずるものとして文部科学大臣が定めるもの」としては、法科大学院既修者コースの入学者選抜の一部として各法科大学院が実施する法律科目の試験である、いわゆる既修者認定試験の結果を想定しております。
2. 法科大学院においては、法学の基礎的な学識を有すると認められる者について、標準修業年限を1年間短縮した2年間の既修者コースに入学させることが認められておりますが、
既修者認定試験は、当該学識の有無を判定するための試験として、平成16年度の法科大学院制度創設時から実績とノウハウが蓄積され、飛び入学を希望する者の資質・能力を判断するために十分な信頼性を有すると評価できると考えております。
3. また、現在のところ、既修者認定試験と同程度に質が担保された試験等は他の分野の大学院には存在しないことから、学校教育法第102条第2項の改正規定については、当面、法科大学院への飛び入学に限って活用する予定としております。

(参考) 学校教育法改正案(抄) ※下線部が改正箇所

第百二条 (略)

- ② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの(当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。)を、当該大学院に入学させることができる。